

アルケイアー | 記録・情報・歴史・歴史 |
第二号 二〇〇八年三月 二五―六二頁
南山大学史料室

文化活動における著作権

― 実務における権利と利用の調和と今後の課題 ―

松島 恵美

文化活動における著作権

—実務における権利と利用の調和と今後の課題—

松島 恵美

はじめに

ご紹介いただきました弁護士松島と申します。

私は、これまで著作権を中心に実務を行っており、現在所属している事務所に勤務する前は、ハリウッド系の映画製作・配給会社の日本法人で、企業内弁護士として四年間勤務しておりました。

その関係で、著作物の利用を許諾する案件の比重が高いのですが、今日は、司書課程の方々に向けて、著作物を自由に利用できる場合、すなわち権利の制限規定を中心にお話ししたいと思います。

第一 利用者と権利者のバランス（権利制限規定の意味）

一 著作権法の構造

著作権をもっているのは、原則として、著作者またはそこから著作権を譲り受けた人です。

著作権をもっている人を著作権者といいますが、その著作権者が、著作物の利用を許諾します。これが、著作権法が通常想定している形です。

私が以前在籍していた映画の製作会社は、映画の著作物の著作権者として、放送局にテレビ放送の許諾をしたり、DVDの発売・販売を許諾したり、インターネットのサイト運営会社にネット上に配信することを許諾する、といった仕事をしていました。

1 著作権法の趣旨

著作権法は、その第一条に著作権法の趣旨が規定されています。

重要な部分をご紹介しますと、「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」ということを言っています。今回の講演のテーマにもなっています。「権利と利用の調和」というのが著作権法の重要な目的になっています。

2 制限規定の位置づけ

先ほど、著作権者が著作物の利用を許諾するのが通常の形とご紹介しましたが、一定の場合にはこの許諾がいない場合もある、ということが著作権法には書いてあります。許諾が不要で著作物を利用できる場合があるのはどういう場合かといいますと、公共の利用のために必要な場合です。

著作権法の条文の概要をざっと見ていただくと、「第二章 著作者の権利」というところに、「第一節 著作物」「第二節 著作人」「第三節 権利の内容」という大きなくりがあり、「第三節 権利の内容」の中に「第二款 著作人権」「第三款 著作権に含まれる権利の種類」として、複製権、上演権、上映権など、著作物を利用する具体的な形について規定があります。そして、その後「第五款 著作権の制限」という項目があり、具体的に著作権者の利用許諾が不要な場合が規定してあります。

著作権の制限規定のどの場合にも当てはまらない場合には、原則に戻って著作権者から利用の許諾を得なければいけないと、そういう構造になっています。

したがって、原則は著作権者から利用許諾が必要ですが、例外的に公共の利用に必要な場合はその許諾が不要な場合があります、という、大きな構図があるということをお頭に入れておいてください。

二 図書館における閲覧・貸出

それでは、具体的に公共の利用に必要な場合としてどのような規定があるのか、見ていきたいと思います。

それぞれのケースについて、著作権のなかの何の権利が問題になるのかということからまず考えて、著作権者の利用許諾がいらぬとされるのであれば、それはどうしてなのかということを考えてみてください。

1 書籍の扱いについて

(一) 館内での書籍の閲覧

書籍を館内で閲覧させることは、著作権のどのような権利が問題になるのかということからまず考えてみますと、閲覧させるだけですから複製するわけでもなく、上演・演奏するわけでもなく、上映などをするわけでもありません。

ん。展示かなと思うかもしれませんが、この展示というのは美術作品や未発行の写真的原作品（オリジナル）の展示を意味しますので、書籍を閲覧させるために図書館に置くことは、この展示にも関係ないこととなります。

そうすると、閲覧させるだけですと、特に著作権者の利用許諾が必要な利用ではない、ということになります。

(二) 書籍の館外への貸出

では、次に、図書館における書籍の貸出に関して考えて見ましょう。

これは著作権のどのような権利が問題になるのでしょうか。

著作権法の著作権に含まれる権利の種類のところを見てみますと、二十六条の三「貸与権」という規定があります。

したがって、本来は、例えば漫画作品でも、漫画の貸出のためには、漫画の著作権者である、漫画の作家、あるいは出版社が権利を預かっているかもしれないかもしれませんが、そこから貸与の許諾を受けなければいけないことになりません。

しかし、図書館で何故、そのような著作権者の許諾を受けずに書籍の貸出ができるのかといえますと、著作権法に三十八条というのがあるからです。

著作権法「第五款 著作権の制限」の中の三十八条を見てみると、「営利を目的としない上演等」と書いてあります。その中の四項を見てみると、「公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができ」とあります。

図書館は無料で書籍の貸出をするので、この条文によって、著作権者の許諾がなくても、問題なく貸出ができる

ということが、法律できちんと書かれているのです。

2 CDの扱いについて

(一) 館内でCDを聴かせる場合

それでは、CDはどうでしょうか。図書館では、音楽CDを館内で聴くコーナーを設けている場合があります。その場合は著作権のどのような権利が問題になるのかを考えてみましょう。

著作権法の著作権に含まれる権利の種類のところを見てみると、二十二条「演奏権」という規定があります。CDを館内で貸し出して聴かせることは、不特定多数の方が利用できるようになっているので、著作権法上の演奏ということになってしまい、演奏権が問題になります。

したがって、本来は、CDの著作権者、例えば、作詞家や作曲家に演奏の許諾をとらなければ、CDを館内で貸し出して聴かせることはできません。

しかし、図書館で何故、そのような著作権者の許諾を受けずにCDを貸し出して館内で聴かせることが許されるのかといいますと、さきほどと同じ、三十八条「営利を目的としない上演等」という規定があるからです。

そのなかの一項に、「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金……を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、……報酬が支払われる場合は、この限りでない」というように規定されています。

図書館内ではCDをブースなどで無料で聴かせていることから、この条文によって、著作権者の許諾がなくても、問題ないということになります。

(二) CDの館外への貸出

それでは、CDを館外へ貸し出すときはどうなのでしょう。まず著作権のどのような権利が問題になるのかを考えてみましょう。

書籍の貸出の場合と同じく、二十六条の三「貸与権」という規定があります。

そして、CDの館外貸出について、どうして著作権者の許諾なくできるのかというと、先ほどの書籍の貸出の場合と同じく、三十八条四項によって、公表された著作物の営利を目的としない貸与だからです。

3 DVD・ビデオなどの映像作品の扱いについて

DVDやビデオなどの映像作品については、著作権法で、書籍やCDとは別の扱いになっています。皆さんが国立の図書館や、地元の公立図書館などへ行くと、DVDやビデオを貸してくれるところはあると思いますが、学校の図書館では借りられないのではないのでしょうか。その理由を今からお話します。

(一) 館内でDVD・ビデオを視聴させる場合

館内の個人視聴ブースなどでDVDやビデオを視聴する場合、著作権のどのような権利が問題になるのかを考えてみましょう。

著作権法の著作権に含まれる権利の種類のところを見てみますと、二十二条の二「上映権」という規定があります。館内でDVDやビデオを視聴させることは、不特定多数の方が利用できることになるので、著作権法上の上映ということになってしまい、上映権が問題になります。

したがって、本来は、DVDやビデオの著作権者、例えば、映画製作会社の許諾をとらなければ、DVDやビデオを館内で視聴させることはできないはずですが、

しかし、図書館で何故、そのような著作権者の許諾を受けずにDVDやビデオを館内で視聴させることが許されるのかといいますと、さきほどと同じ、三十八条「営利を目的としない上演等」の一項に、「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金……を受けない場合には、公に……上映……することが出来る。」というように規定されていて、図書館内では無料で視聴させていることから、この条文によって、著作権者の許諾がなくても、問題ないということになるのです。

(二) DVD・ビデオの上映会

図書館がDVDやビデオの上映会を行う場合も、同じ説明になります。

上映権が問題になりますが、お金を取らないのであれば、営利を目的としない利用として、著作権者の許諾をとらなくても上映会ができます。

ただし、ここで注意しておかなければならないことがあります。

図書館で館内視聴用のDVD・ビデオを手にとった方は分かるかもしれませんが、お店で売られているDVDやビデオと同じものが使われているわけではないのです。

どういうことかと申しますと、DVDやビデオのパッケージや最初の画面を見るとわかるのですが、お店で売られているDVDやビデオは、あくまで個人の方の家庭での視聴を目的とした商品なのです。個人の家庭内視聴用の商品には、特典映像やグッズが付いている場合がありますが、図書館などで館内視聴や上映に使われる商品は、このようなものはない、別の商品です。

そして、個人の家庭内視聴用の商品をお店で買ってきて、それをそのまま図書館で利用して上映していいかというと、それはだめなのです。

これは著作権法上の問題ではなくて、実は契約上の問題なのですが、お店で売られているDVDやビデオは個人の家庭内視聴用という目的に限られていて、不特定多数の方に視聴させることは契約上許されていない商品なのです。したがって、もし図書館等でDVDやビデオを上映したいということであれば、その著作権者である映画製作者などにきちんと申請をして、業務用の上映ビデオという商品がありますから、それを借りなければいけないのです。業務用上映ビデオは、不特定多数の方に視聴されることを前提に、ある程度著作権者にお金が入るよう、通常お店で販売されている個人の家庭内視聴用のDVDやビデオを買うよりも若干高い価格が設定されています。

私が映画製作会社に勤めていたときは、図書館等からそういう申請があつて、業務用のビデオを貸し出すこともありました。

以上、DVDやビデオの館内視聴や上映は、学校の図書館でもできることとしてお話ししました。

(三) DVD・ビデオの館外への貸出

DVD・ビデオの貸出については、館内視聴や上映とは違った権利の問題になります。

著作権法の著作権に含まれる権利の種類のところをみますと、二十六条「頒布権」という規定があります。

先ほどみてきた書籍やCDの貸出は、貸与権の問題でしたが、DVD・ビデオなどの映画の著作物には、これは別の、頒布権（映画の著作物の著作権者が、映画の著作物の譲渡と貸与をコントロールする権利）が規定されているので、映画の著作物を貸し出すときは頒布権が問題になります。

したがって、本来は映画製作者などのDVDやビデオの著作権者に許諾をとって、DVD・ビデオの館外貸出をしなければなりません。この許諾なしに貸出ができる場合が、法律で規定されています。

さきほどと同じ、三十八条「営利を目的としない上演等」という規定の中の五項に、次のような規定がありま

す。

「映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設……で政令で定めるものは」、これは国公立の図書館だけを指しますが、「公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる」とあります。ただし、「この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物……につき第二十六条に規定する権利を有する者……に相当な額の補償金を支払わなければならない」

したがって、国公立の図書館だけは、映画の著作権者の許諾なしにDVD・ビデオの館外貸出ができますが、映画の著作権者にお金を払う必要があるということです。

なお、この場合も、不特定多数の方が利用することになるので、DVD・ビデオの商品は、業務用の指定のものが使われます。

4 その他、映画の著作物に関する扱い（図書館以外での扱いも含め）

(一) 映画の著作物とは

これまで見てきましたように、映画の著作物は、他の著作物と少し違った扱いを受けることが多いのです。これは、いわゆる劇場用映画などは、多額の資金と時間をかけて製作するので、少しでも著作権者を保護しよう、という政策的な配慮によるものです。

それでは、どのようなものが映画の著作物にあたるのか、ということを考えてみましょう。

著作権法二条三項に定義があります。「……映画の著作物には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする」という規定で、いわゆる劇場

で公開される映画だけが映画の著作物ではなく、例えば最近、裁判で争われましたが、ゲームなども映画の著作物に当たります。

前もっていただいた質問の中で、書籍に付属でついているCD-ROMを図書館で書籍と一緒に貸し出す場合に、関する質問がありました。

CD-ROMをみてみると、例えば、文字情報のタイトルところがアニメーションで動くようなものもあります。ただし、メインは文字情報であって、装飾的な効果としてタイトルが動いたりするようなものですが、それも映画の著作物にあたってしまうのでしょうか、という質問でした。

もし、映画の著作物にあたってしまっていると、今みてきましたように、国公立の図書館でしか「映画の著作物」の館外貸出ができないので、たとえ書籍の付録としてついていたとしても、付録のCD-ROMだけは、大学図書館で貸出できなくなってしまうのです。

さきほどの定義からすると、ある程度連続して動画が再生されるということが映画の著作物だと考えられますので、これはあくまで私見ですけれども、ご質問のような、文字情報等がメインになっているもので、若干装飾的にアニメーションが動いたりするような、そういうものは映画の著作物ではないと考えていいのではないかと思います。

(二) いわゆる業務用ビデオが必要なケース

さきほどまでは図書館での上映のお話をしていましたが、ほかに、個人の家庭内視聴用の商品ではなく、業務用ビデオを使うことが必要なケースがあります。

実際にあった例ですが、ある企業が、福利厚生目的で、社員やその家族向けに映画上映会を定期的に開催してい

ました。その情報が私の勤めていた映画製作会社に入り、その企業での上映予定を確認したところ、自分たちの会社が著作権をもっている作品が上映されていました。

このような上映会をする場合は、無償であれば、映画の著作物の著作権者に上映の許諾をとる必要はありませんが、個人の家庭内視聴用の商品は、不特定多数の方が視聴する上映のために使うことは契約上できず、いわゆる業務用ビデオを借りる必要があります。

社内で確認したところ、業務用ビデオの貸出をした形跡もなく、契約違反ということ、その企業に対して「無料であっても、上映をするのであれば、業務用ビデオをきちんと借りてください」ということを話したことがあります。

また、病院が入院患者向けにDVDを有料で貸し出して、病院内の個々のベッド脇の専用端末で視聴させている場合があります。

視聴を病院内に限っていれば、さきほどの図書館内での視聴と同様に考え、上映権の問題となりそうですが、有料で貸し出しているので、著作権者の許諾が必要になります。

また、著作権者から上映の許諾を受けた場合でも、これも個人の家庭内視聴用のビデオではなく、業務用のビデオを使ってくださいということになります。

問題を考える場合、著作権法上の問題を考えますが、それに加えて、契約上問題がないかということも同時に考えなければいけないということを留意しておいてください。

(三) 授業における使用

(1) 図書館のソフトや放送番組の授業における使用

授業でDVDやビデオといった映画の著作物を利用する場合は問題があるのでしょうか、という質問も前もっていただきました。

まず授業で映画の著作物を利用する場合は、生徒に見せるので上映に当たります。

したがって、本来であれば上映権の問題として、映画の著作物の著作権者の利用の許諾が必要ですが、お金を取らないのであれば、図書館における上映会と同様、三十八条一項の営利を目的としない利用として、著作権者の許諾をとらなくても上映ができます。また、授業で使うのに、図書館にあるソフトを使っても問題はありません。もともと、先にお話しましたように、図書館で館内視聴または上映するためのソフトは、個人向け家庭内視聴用商品ではない、いわゆる業務用ソフトである必要があります。

なお、先生方が自分の授業で使うという目的であれば、放送番組を録画して使うことも問題はありません。

それはどうしてかと申しますと、放送番組を録画することに関しては、著作権法「第五款 著作権の制限」の中の三十五条「学校その他の教育機関における複製等」という規定があり、一項に「学校その他の教育機関……において教育を担任する者及び授業を受ける者は」、したがって生徒が発表するのに使ってもいいのですけれども、「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる」ということが書いてあります。ただし、権利者の利益を不当に害してはいけませんとあります。

したがって、放送番組を録画すること自体は三十五条一項で著作権者の許諾をとる必要はなく、これを上映する

のは、三十八条一項の営利を目的としない上映として、やはり著作権者の許諾をとる必要はないということになります。

(2) 海外教育用DVDの使用

また、事前にいただいた質問で、海外の教育用DVDを授業に使うことができるでしょうか。また、著作権法上、どんな問題があるでしょうか、という質問がありました。

契約上の問題としては、DVDに「教育用」と書いてあり、使用可能地域が、販売国だけではなくて、ワールドワイド、つまり「世界どこでも」と書いてあれば、日本で授業に使っても、おそらく問題はありません。

著作権法上は、日本において外国の著作物がどのような保護を受けるか、ということに関しては条約があり、条約に加盟している国がお互いの国民の著作物をそれぞれ自国民の著作物と同じように保護してあげよう、という約束があります。したがって、条約に加盟している国同士であれば、その国の国民の著作物は日本国民の著作物と同じような形で保護されることになります。

そして、先ほどのご質問ですと、DVDを授業で上映することは、三十八条一項で、営利を目的としない上映として、著作権者の許諾は必要ないので、著作権法上も問題はないことになります。

パズルのように複雑な話ですが、契約上の話と著作権法上の話、両方を検討する必要があります。

三 図書館におけるコピーサービス

1 図書館のコピーサービス

次に、図書館におけるコピーサービスのお話を少し致しましょう。

まず、コピーをするというのですから、二十一条「複製権」が問題になります。

したがって、本来は、作家など、本の著作権者の許諾をとってコピーしなければなりません。これに関しては、著作権法「第五款 著作権の制限」の中の三十一条という条文があります。

まず主体が「図書館その他の施設で政令で定めるもの」と書いてあるのですけれども、これには国公立の図書館だけではなくて、大学の図書館も入ります。そういった図書館は、営利を目的としない事業として、図書館の資料を用いて著作物を複製することができるということが規定されています。

具体的にそれはどのような場合かという点、大きく三つあります。

ひとつは、調査・研究のために使用する場合で、その場合は著作物の一部分について一人一部のコピーができる、と規定されています。定期刊行物の記事の場合であれば、記事全部でもよいとされています。

次に、図書館の資料保存のために必要な場合、それから、他の図書館の要請によって入手困難な図書館資料の複製物を提供するために複製する場合があります。

このように、図書館が主体になって複製する場合があります。

2 コンビニエンスストアなど、民間のコピーサービス

それでは、皆さん、コンビニなどでのコピーサービス、あれはどうかと思いますよね。

例えば、皆さんが、図書館でコピーをしてもらわずに、図書館から本を借りてコンビニへ行ってコピーする場合、

これは著作権法上問題があるのかどうかを考えてみてください。

先ほどみましたように、コピーは、二十一条「複製権」が問題になります。その複製権の「権利の制限」として規定されているもののうち、皆さん個人が自分のためにコピーをする場合として、私的複製というものがあります。

著作権法「第五款 著作権の制限」の中の三十条「私的使用のための複製」という条文で、私的使用のための複製であれば、著作権者の許諾は必要ないと規定されていて、たとえば、皆さんが勉強するため、レポートを書くための参考とするために本をコピーする、などといった場合です。

もっとも、三十条一号に、「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器……を用いて複製する場合」は除かれるということが書いてあります。したがって、本来であればコンビニなどに置いてあるコピーマシンで複製することは法律で規定されている私的複製から除かれるはずですが、実は著作権法に附則というのが付いていて、附則五条の二に「専ら文書又は図画の複製」のための自動複製機器、つまりコピーマシンにはこの条文は適用しませんということが規定されているので、皆さんが個人で使う目的で本をコンビニのコピーマシンでコピーする、ということは私的複製の範囲内にあたり、著作権者の許諾なくできる、と、そういう流れになっています。

四 美術館における展示等

1 展示

美術館における展示等についてお話を進めたいと思います。

美術館や博物館に作品を展示する場合は、二十五条「展示権」という権利の問題として、本来は、その著作権者（ほとんどの場合は作者と考えるとよいですが）の許諾が必要となるはずですが、

しかし、著作権法「第五款 著作権の制限」の中で四十五条という規定があつて、美術や写真の著作物のオリジナルの所有者や所有者の許諾を受けたものは、美術や写真の著作権者からの許諾を得ないで、展示をすることができると規定されています。

美術館や博物館は、美術品や写真の所有者からその作品を借りて展示、または自らが所有しているでしょうから、その展示は著作権法上、著作権者の許諾なくできる展示である、と言えるのです。

2 チラシ・リーフレット等への掲載

それから、皆さんが美術館や博物館へ行くと、展示作品の写真が小さく載っていて、簡単な紹介文が横に書かれているようなチラシやリーフレットを無料でもらえます。この展示作品の写真の利用は問題ないのかということを考えてみましょう。

まず、写真を撮影してそれを掲載するのですから、二十一条「複製権」の問題になります。

本来は、作品の著作権者の許諾がないと、写真をとってチラシやリーフレットに掲載することはできないはずなのですが、著作権法「第五款 著作権の制限」の中で四十七条という規定があり、「……これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲

載することができる」と規定されていることから、著作権者の許諾無しに、こういったチラシやリーフレットに、展示作品の写真を掲載することができるのです。

3 図録や絵葉書の販売

美術館や博物館などで、展示を見た後に売店に行くと、絵葉書や図録といったものが販売されている場合があります。これは、著作権者の許諾なしにできることなのでしょうか。

先ほど紹介しました四十七条の規定は、入場者全員に無償で配布するようなもので簡易なものについての掲載は著作権者の許諾なしにできると解釈されています。また、著作権法「第五款 著作権の制限」をみても、他にこのような絵葉書や図録への複製を許すような規定はありません。

したがって、原則に戻って複製権の問題として、作品の著作権者に、複製についての許諾を得なければなりません。

絵葉書や図録に作品の写真を複製して販売することは、商品化、「マーチャンダイジング」というのですが、商品の販売によって利益がでてしまうことになるので、そのようなことを許諾なくさせてしまうと、著作権者の利益を害してしまうことになります。「権利と利用のバランス」を目指す著作権法からは、著作権者の許諾なしに利用させることはできないのです。

著作権者が利用を許諾する場合は、利用する側は、大抵、使用料またはロイヤルティというものを払うことになります。売上げの何パーセントについて権利者に払う、という仕組みが主流です。

これはミュージカル、オペラ、バレエなどの公演でも同じです。席などに置いてある出演者の名前や簡単な写真が入ったものの制作・配布については、日本の主催者側は無償で利用できることになっているのですが、商品価値

のある、ポスターや絵葉書、写真集などを制作・販売する場合については、権利者の利用許諾が必要で、売上げのパーセントは権利者に払います、という約束をすることになります。

4 作品紹介・評論記事などへの掲載

美術評論記事などを執筆する場合、評論対象となる作品の写真に掲載したほうが判りやすく、記事への写真掲載が必要な場合があります。

この場合、著作権法上は、第二十一条「複製権」の問題となりますが、これが著作権者の許諾なしにできる場合を考えてみましょう。

著作権法「第五款 著作権の制限」の中に、三十二条「引用」という規定があります。

条文を読むと、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ」とあります。

この「正当な範囲」とか「公正な慣行」というのはどういうことなのか問題なのですが、これについては、裁判でいくつか判断がされています。例えば美術の批評文であれば、その批評文と写真が明瞭に区別できるものであること、それから、分量として、その批評文の方が主で、写真は従たるものであること。この点は、もし写真が1ページ全部あつたら、それは鑑賞目的だということのように見られてしまう場合があります。

ここまでは最高裁判所の判決で言われているのですが、それ以外に、引用すべき必然性などがあるかどうかというのも判断する際のポイントになることがあります。

それから、出所の表示も必要です。何年発行、作者誰々、どこ所蔵といった形で出所を表示します。

大事なのは、本当の作品と代替可能性がなく、著作権者の正当な利益を害さないことです。

つまり、先ほどのマーチャンダイジングの場合の例でお話すると、無償で許諾なく作品を複製できる、とすると、例えば著作権者が自分で絵葉書を作ったのに、それが売れずに、他人が作った安い方が売れてしまうなど、本来著作権者が得られるべき利益を害することになってしまいます。これは、他人が作った絵葉書が、著作権者が作る絵葉書に、代替できてしまったからです。

したがって、引用によって著作物を利用する場合、著作権者が許諾する作品の利用と代替可能性がなく、市場における「カニバリゼーション」というのですけれども、競合がない、したがって、著作権者の利益を害することがない、ということが非常に重要なポイントになります。

5 著作権保護期間終了（パブリックドメイン）後の資料の使用

ご参考までに、「著作権保護期間終了（パブリックドメイン）後の資料等の貸与」についてお話します。

著作権保護期間は、作者の死後五十年、団体名義などの場合は公表後五十年、映画の場合は公表後七十年といった原則があります。

著作物の著作権保護期間が終わり、パブリックドメイン（公有に帰する）になった後、例えば、ある資料館がその資料を所蔵している場合、その資料を借りて利用するのに、許諾が必要なのか、お金を払う必要があるのか、ということを考えてみましょう。

著作権法の世界だけで考えると、著作権保護期間は切れ、パブリックドメインとなっているので、誰でも自由に無償で利用できるはずですが、また、著作権者は、著作権を行使して利用を許諾したり、使用料を徴収することはできないはずですが、

しかし、実務上は、貸与料などを徴収する場合があります。

少しわき道にそれてしまいますけれども、「物のパブリシティー」という考え方が以前ありました。競走馬の所有者が、ゲームに自分の持っている馬の名前を勝手に使われたということで、自分の持っている物の商品価値を勝手に利用され、本来得られる利益が得られずに損害が生じたので、賠償しなさい、と訴えた問題がありました。「物のパブリシティー」、つまり自分が管理している物の商品的価値を勝手に利用することについて損害賠償を請求できるかということで争われましたが、最高裁判所の判決では、「物のパブリシティー」という考え方は認められないということになりました。

この例から考えると、どんなに貴重な所藏品でも、著作権が切れた後もまだ商品的価値があるからといって、本来的には使用料などを取れるものではないはずです。

ただ、實際上、著作権が切れた作品や資料について、使用料を払って使わせてもらう、ということをしているのは、良い状態で管理・保管するための管理費とか、いろいろなどころへ紹介してその物の価値を高めた努力に対する事実上の対価、といったような意味があるのではないかと考えます。

五 学校教育における複製等

1 学校教育における複製

学校教育における複製等について、少しお話致しましょう。

「第五款 著作権の制限」の中の三十五条という条文を先ほども紹介しましたが、教育を担任する者や授業を受ける者自身が授業のために使う場合に、必要最小限の複製はできるという規定です。

また、その条文の一項にも二項にも書いてあるのですが、権利者の利益を不当に害する場合は許されないとすることが規定されています。したがって、例えば二十人に、教育のためだと言って雑誌の記事のコピーを配ってしまふと、本来であれば、その分の記事が売れて、相当の対価が著作権者にも入ったはずなのに、それがコピーを配つたために売れなくなり、著作権者に対価が入らなくなってしまう、見逃せないほどの利益侵害である、ということになり、三十五条があつても、許諾無しにできる利用にはあたりません。

権利者の利益を侵害しない範囲、というのを、三十五条一項では、「種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし」判断する、と規定していて、ケースバイケースの判断になりますが、学校教育上著作物を利用するにあたっては、どのような利用だと著作権者の利益を侵害することになるのかということも考えなければなりません。

2 サテライト授業

三十五条二項は最近できた規定なのですが、サテライト授業に関する規定です。

主会場ではライブで授業をし、そこに入りきれない生徒や別の場所にいる生徒が、サブ会場で主会場の授業と同時に生中継されて授業を受け、提示される資料なども、そのサテライト授業の電波に乗せ、サブ会場の生徒も見ることができるといふものです。

授業で使われる著作物について、「上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信……を行うことができる」と規定されています。

六 その他、注意すべき点

以上、権利の制限規定について主にお話してきましたが、非常にいろいろなケースが規定されています。学校における利用、図書館における利用、非営利の利用など、具体的な例をもっと知りたいという方は、文化庁のホームページの中の著作権コーナーに、「著作権なるほど質問箱」というQ & Aのページがありますので、そちらも参照してみてください。

今までの話は、あくまで著作権者が本来は利用を許諾するという原則があつて、その例外として許諾がいらない場合がある、という構造の中のお話です。

ただし、注意しなければならないのは、著作権者の経済的な利益を害さない、ということのほかにも、もうひとつ、著作者人格権というものに影響を与えてはいけないという点があります。

例えば学校の先生が、授業に使うために原文がフランス語の文章を生徒の便宜のために日本語に訳して配つたとしても、授業で使用するために翻訳すること自体は、四十三条という規定があり、著作権者の許諾なくすることができのですが、その際に内容まで少し変えてしまつたりすると、同一性保持権という、自分の作った作品を意に反する形で変えられないという、著作者が持っている人格権があるのですが、それに触れる可能性がありますので、注意しなければいけません。著作物を利用する場合は、著作権の問題だけではなくて、著作者の人格に関する問題も非常に重要なので、それも忘れてはいけません。

第二 著作者への配慮―著作者人格権―

一 著作者人格権とは

著作者人格権は、著作権法十八条、十九条、二十条に規定してある、著作者の人格的な側面から自分の作品をコントロールする権利です。

①自分の作品を公表するか、しないか、いつどういった形で公表するか、といったことを決められる公表権、②著作物を提供するときに、作者として名前を表示するか、しないか、どういった形で表示するか、といったことを決められる氏名表示権、③自分の著作物やそのタイトルの同一性を維持し、意に反する形で変えさせない同一性保持権があります。

いずれも、著作者の人格的な権利ですから「一身専属」、つまり、人に譲渡することはできず、放棄することもできません。

相続することもできませんが、その著作者が死んだ後は、遺族によって同じような権利行使が可能です。故人の名誉や声望を害する場合には、損害賠償や変更された著作物の利用差止めを求めることができます。

したがって、著作者人格権には十分に配慮しなくてはなりません。

二 同一性保持権の配慮事例

著作者人格権のなかでも、特に実務上重要なのが、同一性保持権です。

以前勤めていた映画会社で、昔の漫画作品を電子出版や放送をする際に、問題になったことがありました。

昔の作品は、時代背景や社会的な弱者に対する認識が現在とは違っていたので、いわゆる差別用語が作品のなかに使われていたのです。これをそのまま電子出版・放送していいのか、ということが問題になりました。

差別用語が使われている作品をそのまま放送したり出版する場合、一部の社会的弱者の方を傷つけてしまうことになり、また、そういった方から苦情が寄せられる場合があります。

放送局はそのような配慮から、自主的に放送基準をつくって、差別用語の部分を、例えばピーという音を入れて消したり、ほかの言葉に置き換えて声優さんに吹き込み直してもらおう場合もあります。電子出版する場合も、問題のある部分を削除したり、別の言葉に置き換える、ということもあります。

この場合、まず著作権法上は、翻案権という作品を変更する権利の問題がありますが、著作権者が許諾すれば、作品の内容を変更することはできます。

しかし、もう一つ重要なのが、作者の同一性保持権です。

著作者と著作権者が同じであれば、翻案が許諾されれば、内容はある程度気をつければよいこととなりますが、著作権を出版社に渡している場合など、著作権者と著作者が違う場合には、内容を変更するのは問題ない、と著作権者に言われても、著作者は、意に反する形では内容を変更することは許さないと主張することがあり、問題が生じます。

この事例では、作者の方がその言葉を選んだ背景や事情、思い入れに敬意を払い、同一性保持権に配慮しようということになりました。そして、読者、視聴者に向けて「お断り」というものを作品の前につけ、元の作品のまま、放送・電子出版しました。

ご参考までに、「お断り」の内容を紹介します。

「このたびお届けする××氏（注・作者名）の漫画は、昭和〇〇年ごろに書かれた貴重な作品です。これらの作品はこのころの世相を生き生きと描いており、当時、××氏は格別に差別の意識なく作品を書いたものと思われませんが、現代の認識に照らすと表現の一部に差別を助長している、又は不快な印象を与えられられる表現が含まれている可能性があります。一方、作者の描いた作品をそのままお届けすることは、作者の著作権を尊重し、作者の創作活動に敬意を表するためにも重要なことであると私たちは認識しています。そこで、読者（視聴者）の皆様には、一部このような可能性のある表現が含まれているをご了承いただいた上、××氏の作品をできるだけ描かれたままの形で鑑賞していただきたく、その旨、ご了承いただきますようお願い申し上げます」

こういう形の「お断り」をつけたからといって、社会的弱者の方への配慮が免じられるわけではありませんが、著作者の人格と社会的弱者の両方の立場に配慮した姿勢を読者の方に理解してもらうことが、会社として重要でした。

第三 実演家の権利

一 実演家とは

時間も迫っておりますので、実演家の権利に関して簡単にお話しします。

実演家とは、どのような人たちを指すのでしょうか。

著作権法の定義では、「俳優、舞踏家、演奏家、歌手その他実演を行う者、実演を指揮し、又は演出する者をいふ」（二一条一項四号）と規定されています。実演家というのは著作物を作る人ではなく、著作物を伝達する人、と

いう位置付けになっています。

したがって、実演家を持つ権利は、「著作権」ではなく「著作隣接権」といいます。

二 実演家の権利―著作隣接権―

実演家の著作隣接権の中で、中心となるのは録音・録画権（九十一条）です。

例えば、自分の出演している舞台の録音・録画について許諾する権利です。

これについて、ワン・チャンス主義と言われている規定があり、著作権法上は、一度自分の舞台などの実演を録音・録画することを許諾すると、その後これを放送したり、DVDとして出したり、そういった利用を実演家の新たな許諾なくできるといような規定になっています。

ところが、このようなワン・チャンス、つまり録音・録画の機会の一度の許諾だけで、その後はその録音物・録画物を自由に利用されてしまうとすると、実演家の方の出演の機会が減ってしまい、また十分な対価が入らないという問題があります。

そこで、実務においては、実演家の方が出演の機会を確保するため、実演家の団体を作り、実演の利用者との間で団体協定を作って、その中で、DVDを制作する場合はいくら、放送する場合はいくら、という形で、使用料を決め、実演家にお金が入るような仕組みを作っています。

三 関係事例紹介

1 コンサート会場での録音・録画の禁止

次に、いくつか身近な事例を考えてみましょう。

皆さんが、コンサート会場に行くと、「コンサート会場での録音・録画・撮影機器の持ち込み禁止」ということで、カメラチェックを受ける場合があると思いますが、これはどのような根拠でされているか、改めて考えてみてください。

著作物の録音や録画は、個人で楽しむためのものであれば、制限規定の私的録音・録画として、本来は法律上は著作権者の許諾なくできるはずなのです。

ところが、なぜ規制されるかというと、これはコンサート会場の施設管理上の問題とか、演出効果上の問題だと説明されます。

コンサート会場で、「演出効果上、一切の録音録画はお断りします」といったアナウンスがされるのはご存じだと思いますが、これは契約上の問題に落とし込んであるわけです。著作権法上は問題ないのですが、契約上、録音・録画をしないという同意で会場に入ったのだから控えてくださいという形でアナウンスをしているわけです。

また、コンサート会場で、時々テレビカメラが入っている場合があります。

主催者の許可のもと、収録したコンサートの放送、インターネットの配信、DVD化は、アーティスト（実演家）との関係では、先ほどお話ししましたワン・チャンス主義によって、本来であれば一旦録音・録画が許諾されれば、あとはどのような形で利用されても問題はないのが原則ですが、利用者団体との交渉で、アーティストにも利用のたびに使用料が入る仕組みになっています。

2 テレビ番組のネット配信

次に、実務上の問題として、テレビ番組がなかなかネット配信できないのはなぜかという問題があります。テレビ放送をするための実演の録画というのは「一時的固定」といい、ワン・チャンス主義によってその後すべての利用が自由になるような、録音・録画の許諾とは異なります。

昨今、テレビ番組をそのままネットで見られないということが問題になっていますが、ネットで配信するには送信可能化権という別個の権利を、実演家に許諾してもらわないといけないのです。

ネットで配信されて誰でも簡単に実演を見ることができると、実演家の出演の機会が減る懸念があり、また、送信可能化権というのは比較的新しい権利ですので、まだ利用者団体との使用料の合意ができていないこともあり、送信可能化権の許諾が取りにくく、その結果、テレビ番組があまりネットで配信されない、という状況を生んでいます。

ただ、放送と同時のサイマル、つまり、テレビの放送と同時期に同内容を送信するようなものについては、実演家の許諾を得る必要はなく、事後的に補償金を支払えばよいという新しい規定が最近著作権法にできました。

四 実演家人格権

これまで実演家の著作隣接権のお話をしましたが、実演家にも比較的最近ですが、人格権が認められました。

同一性保持権と氏名表示権が認められていますので、録画した実演を、実演家の名誉又は声望を害するような変更、切除その他の改変をしてはいけません。もつとも、コマースシャルを入れるタイミングや放送基準のうえでやむをえない編集については許されます。

五 肖像権

次に、実演家に関連する問題として、肖像権のお話を致しましょう。

コンサート会場周辺で、アーティストの写真やポスターなどのグッズが販売されている場合があります。

これは著作権法の問題ではなく、アーティストの肖像権侵害の問題です。

肖像権の中でも、「パブリシティー」という言葉を先ほどご説明しましたが、アーティストの肖像に商品的価値を認め、その顧客吸引力をコントロールする権利と一般に言われています。

つまり、アイドルであれば、そのアイドルが写っているお宝的な写真を、ファンはある程度お金を出してでも欲しい、そういう商品的価値がありますが、アイドルの肖像を、アイドル本人やその権利を管理している事務所に無断で使ってはけません。

無断で使うと肖像権を侵害したということになり、アイドル本人やその肖像を管理している事務所などは、無断で写真を販売している業者に、損害賠償や販売差止めなどを求めることができます。

無許可のグッズ販売に対し、ファンが殺到して危ないので警備上の問題でやめてください、と警告することもありますが、本来的にはパブリシティーの問題といえます。

パブリシティーは、法令には明記されていませんが、裁判上で認められている権利です。

第四 今後の課題

一 アナログ時代からデジタル時代へ

1 問題の所在

アナログ時代からデジタル時代へ変遷したことによって、音質・画像に劣化のない、オリジナル作品の代替となるような、しかし安価なコピーが可能になってきています。

このような状況で、著作権の原則の例外の部分（権利の制限）をあまり広く認めると、デジタルコピーが広く頒布され、オリジナル作品が売れなくなり、著作権者に与える経済的な打撃は大きいのです。

したがって、著作権法は、例えばMDやDVDなどのデジタル録音・録画ができる媒体を使った私的録音・録画を許す代わりに、利用者が著作権者に補償金を払うという制度を導入しています。

例えばDVDを買った場合、皆さんが支払った値段の何パーセントという形で、著作権者にお金が入る仕組みになっているのですが、昨今は、デジタル化が一段とすすみ、デジタル録音・録画媒体も、多種多様にでているので、著作権法の予定する補償金制度だけではもうカバーできなくなっている、という問題があります。

したがって、権利の制限と言われている、著作権者の許諾無しに利用できる場合を狭めようという動きになっています。

2 映画盗撮防止法

次に「映画盗撮防止法」という最近制定された特別法のお話を致しましょう。

映画館での録画は先ほどのコンサートの録音・録画と同じく、自分で楽しむために映画館で上映されている映画

を録画することは、著作権法上は私的録音・録画として、著作権者の許諾なく行っても問題ないはずですが。

しかし、これを許すことによつて、本来は映画公開数ヶ月後でなくては発売されないDVDと、品質的・画質的にもあまり変わらない、デジタル録画された劣化のないものが、インターネット上にファイルとして流出してしまつたり、映画公開と同時にインターネットで見られたり、またはDVDに焼かれて路上で販売される、という問題が非常に多く発生していたのです。

これによつて、映画館の入場者は減り、また、映画公開数ヶ月後に発売するDVDも売れなくなるなど、著作権者は非常に打撃を受けていました。

この問題を何とかしなければいけないということで、これまでは、先ほどのコンサートでの録音禁止と同様に、施設管理権、つまり、映画館を管理している側の権限として「録画はやめてください」と入場の際にお願いしたり、チケット売り場の掲示や映画チケットの裏面や看板、館内のアナウンスなどで「録画はやめましょう」ということをアナウンスし、「それに同意した上で映画館に入場しているので、その契約に従つて、録画してはいけません」という契約構成で、録画を禁止していました。しかし、なかなか効果がでませんでした。

そこで、この「映画盗撮防止法」が特別法として作られ、映画の盗撮に関しては私的録音・録画を規定している著作権法三十条一項を適用しない、という規定がされました。つまり、例外の例外で、原則に戻り、著作権者の許諾のない録音・録画は禁止される、ということですが、これに違反した場合の罰則も規定されていますので、皆さん、気をつけてください。

二 送り手と受け手の同一化

最後に、Peer to Peerの問題をお話します。

昨今、WinyやYou Tubeなど、サイト管理者を介さずに、インターネットの利用者同士が直接発信し、それを視聴し、ダウンロードするような場で、違法な配信が横行している状況があります。

Peer to Peerの世界では、誰でも作品を創作し、インターネット上にアップロード（送信可能化・公衆送信）やダウンロード（複製）ができる、というように、送り手と受け手が同一化しているので、これまで放送局やインターネットプロバイダなど、一部の送り手を監視していれば、権利保護ができていたのとは異なり、送り手も一般大衆で、なおかつ匿名性があるので、違法配信をした者を突き止められないという問題が生じています。

インターネットプロバイダに送り手の身元を聞いても、個人情報の問題などがあり、裁判手続による場合を除き、なかなか開示されません。

また、インターネットプロバイダに問題の違法配信物を「削除してほしい」と依頼しても、一方では送り手の表現の自由の問題などがあり、明らかに違法である場合を除くと、なかなか削除依頼に応じられないのが実情です。

このような状況のなか、違法配信物をダウンロードする側は、これまでは私的複製の範囲で著作権法上問題ないとされていたものを、違法配信物のダウンロード自体違法化するべきではないか、そうすれば、違法配信物のダウンロードも減少し、インターネット上での違法配信物の流通に歯止めがかけられるのではないか、という議論が最近出ています。

これは今、文化庁の「私的録音録画小委員会」というところで検討されているようです。

このように、著作権の権利の制限といいますが、昨今の状況に照らし、権利が制限される範囲というのはだんだん縮小傾向にあります。

著作権者の利益を害さない範囲で、公共の利用のために必要なものに限られる、ということに皆さん留意され、日々の業務や勉強等をしていただければと思います。

本日はご清聴ありがとうございました。

Ⅱ 著作者への配慮～著作者人格権

- 自分の作品をコントロールする(一身専属)
 - 死亡後も、遺族による権利行使可能(故人の名誉・声望を害する場合)
- ① むやみに公表されない(タイミング、公表の方法、形態等のコントロール)
 - ② 内容を意に反する形で変更されない
 - * 昔の漫画作品(差別用語が多用)の出版・放送時の問題
 - ③ 公表時に著作者名を表示／非表示

Ⅲ 実演家の権利

- 著作物を伝達する者としての扱い
 - 録音・録画権
- * コンサート会場での録音・録画・撮影機器の持ち込み禁止の意味
～私的録音・録画(30)との関係
- * 収録したコンサートの放送、インターネット配信、DVD化
～実務上の問題 : テレビ番組がネット配信できない?

実演家人格権

Cf. コンサート会場周辺のグッズ販売

Ⅳ 今後の課題

1. アナログ時代からデジタル時代へ
 - ～音質・画質など劣化のない、オリジナルを代替するコピーが可能
 - 権利者の経済的利益への打撃大きい
 - 私的録音録画補償金(デジタル録音・録画機器・デジタル媒体への課金: 30条2項)ではカバーできず

Cf. 映画盗撮防止法

2. Peer to Peer /送り手と受け手の同一化
 - 誰でも創作・公衆送信・複製
 - Winny、You Tubeなど、違法配信が横行
 - 個人による違法配信物のダウンロードを違法化? (私的複製の範囲の問題)

文化活動における著作権

～その基本と現場における扱い・権利と利用の調和と今後の課題～(後半部分)

2007.11.26
弁護士 松島恵美

I 利用者と権利者のバランス

◎著作権法の趣旨

公共の利用のために必要 vs 権利者の経済的利益保護 (→創作意欲)

1. 図書館における閲覧・貸出

(1) 書籍：

① 館内で閲覧：

② 貸出：

(2) CD：

① 館内で聴く：

② 貸出：

(3) DVD、ビデオなど(映像作品)

① 館内で視聴(個人視聴ブースも含む)：

② 上映会：

③ 貸出：

*会社のイベント：社員・ファミリー向け映画上映会の開催

*病院の入院患者向けDVD貸出

2. 図書館におけるコピーサービス

31条～国公立図書館、大学図書館等政令(1の3)で定めるものが主体

- 調査・研究の用

- 図書館資料保存のため

- 他の図書館等(政令)の要請により、絶版等入手困難な図書館資料の複製物の提供のため

Cf. コンビニなどでのコピーサービス

3. 美術館における展示等

- 美術・写真の著作物の所有者/所有者の許諾を受けたものによる展示(45)

- チラシ、リーフレット(入場者全員に無償で配布する)への掲載(47)

- 小冊子・絵葉書(マーチャンダイジング)：

- 広報誌などの美術評論記事への作品写真の掲載：

(参考) 著作権保護期間終了後(PD)の資料等の貸与：

©2007 Emi Matsushima